

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項若しくは第七項（第九項、第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、地方税法施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（環境性能割の税率） 第百十四条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五</p>	<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、地方税法施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（環境性能割の税率） 第百十四条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五を乗じて得た数値以上であるこ</p>

を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ローへ (略)

二・三 (略)

2-5 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の
の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得
又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等
が平成十年一月一日から令和八年三月三十一
日までの間に行われたものについては、適用
しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡
した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税
の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年から令和八年度ま
での各年度分の個人の県民税に限り、所得割
の納税義務者が前年中に前条第一項に規定す
る譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措
置法第三十一条第一項に規定する土地等をい
う。以下この条、次条、附則第十一条及び附
則第十一条の二の三の二第二項において同じ。
）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する
譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十
一条及び附則第十一条の二の三の二第二項にお
いて同じ。）をした場合において、当該譲渡
が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一
条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当するこ
とにつき地方税法施行規則附則第十三条の三
第一項の規定による証明がされたものをいう。
）に該当するときにおける前条第一項に規定
する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用
を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。
）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課す
る県民税の所得割の額は、前条第一項前段の
規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す
る額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和八
年度までの各年度分の個人の県民税に限り、
所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に
規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡
をした場合において、当該譲渡が確定優良住
宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日か
ら同日以後二年を経過する日の属する年の十
二月三十一日までの期間（令附則第十七条の
二第一項に規定するやむを得ない事情がある
場合には、その譲渡の日から同条第二項又は

と。

(3) (略)

ローへ (略)

二・三 (略)

2-5 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人
の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得
又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等
が平成十年一月一日から令和五年三月三十一
日までの間に行われたものについては、適用
しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡
した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税
の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年から令和五年度ま
での各年度分の個人の県民税に限り、所得割
の納税義務者が前年中に前条第一項に規定す
る譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措
置法第三十一条第一項に規定する土地等をい
う。以下この条、次条、附則第十一条及び附
則第十一条の二の三の二第二項において同じ。
）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する
譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十
一条及び附則第十一条の二の三の二第二項にお
いて同じ。）をした場合において、当該譲渡
が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一
条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当するこ
とにつき地方税法施行規則附則第十三条の三
第一項の規定による証明がされたものをいう。
）に該当するときにおける前条第一項に規定
する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用
を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。
）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課す
る県民税の所得割の額は、前条第一項前段の
規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す
る額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和五
年度までの各年度分の個人の県民税に限り、
所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に
規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡
をした場合において、当該譲渡が確定優良住
宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日か
ら同日以後二年を経過する日の属する年の十
二月三十一日までの期間（令附則第十七条の
二第一項に規定するやむを得ない事情がある
場合には、その譲渡の日から同条第二項又は

第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(不動産取得税の減額の申請手続等)

第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(不動産取得税の減額の申請手続等)

第十三条 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第一項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第一項」と、同条第二号中「取得した不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「取得した施設の所在、家屋番号、構造及び床面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設の所在、家屋番号、構造及び床面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「施設」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けた額」と読み替えるものとする。

21 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七

七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第二項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十三条の四第二項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項とあるのは「同条第一項」と、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十

第十三条 第六十四条の規定は、法附則第十四条の四第一項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十四第一項から第三項まで」とあるのは「法附則第十一條の四第一項」と、同条第四号中「住宅」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第

三條の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「法附則第十三條第一項の規定において準用する第六十四条の二の二各号に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設をその取得の日から引き続き三年以上事業の用に供すること」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一條の四第二項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第一項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一條の四第二項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三條第一項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

31 第六十四条の規定は、法附則第十四条の四第三項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十四第一項から第三項まで」とあるのは「法附則第十一條の四第三項」と、同条第四号中「住宅」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五條第

五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）と読み替えるものとする。

- 2| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。
- 3| 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第三項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第二項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内

一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）と読み替えるものとする。

- 4| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第四項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第四項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。
- 5| 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第四項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内

する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第二項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号までに掲げる事項及び住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）が、改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第二項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第二項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

4| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第四項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第四項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、

する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第四項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号までに掲げる事項及び住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）が、改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第四項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

6| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第六項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第六項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、

51

構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅用地（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅用地をいう。以下同じ。）の所在、地番、地目及び地積」と同条第三号中「法第七十三条の二十七の第三項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第三号の改修工事対象住宅について改修工事を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）の敷地の用に供する土地を譲渡した年月日、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第四項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合）に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第四項の規定において準用

71

構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅用地（法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地をいう。以下同じ。）の所在、地番、地目及び地積」と同条第三号中「法第七十三条の二十七の第三項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第三号の改修工事対象住宅について改修工事を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第六項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）の敷地の用に供する土地を譲渡した年月日、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第七項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第六項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合）に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第六項の規定において準用

する第六十四条の二の二第一号から第四号に掲げる事項及び特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）」又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第四項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の非課税)

する第六十四条の二の二第一号から第四号に掲げる事項及び特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）」又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第六項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第六項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四十条の二第一項第一号ロ（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）又は第二号ロ若しくは第三号ロ（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間（附則第十八条の二の二第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

21 法第四百九十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第十八条の三において「軽油自動車」という。）のうち、第一百十四条の二第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（附則第十八

第十八条 第一百十四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車(法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 (略)

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営营する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営营する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)
2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも

条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(i)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十八条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(法第百四十九条第一項第六号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

3| 第一百十四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 (略)

2| 自家用の乗用車に対する第百十四条の二第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営营する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営营する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)
2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも

該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「側方

該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十ト以下のトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一

衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)(に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの)(第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)(のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるもの)に対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。)(から三百五十万円を控除して得た額」とする。

第九項に規定するもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)(、同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)(に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの)(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)(、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)(に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの)(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)(及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。)(に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの)(第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)(のいずれにも適合するもの)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるもの)に対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。)(から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

51

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるもの)に対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。)(から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被

5| 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当

6| 害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二| 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三| 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四| 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

2| 車両総重量が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。）

該自動車の取得が令和六年四月三十日までに
行われたときに限り、同条中「という。」と
あるのは、「という。」から百七十五万円
を控除して得た額」とする。

61

乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十
一第十四項に規定するものに限る。）、バス
（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五
項に規定するものに限る。）又は車両総重量
が三・五トンを超えるトラックであつて、道
路運送車両法第四十一条第一項の規定により
令和七年九月一日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制御装置に
係る保安基準に適合するものうち、衝突
被害軽減制御装置を備えるもの（地方税
法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定
するものに限る。）で初回新規登録を受ける
ものに対する第十四条の規定の適用につい
ては、当該自動車の取得が令和七年三月三十
一日までに行われたときに限り、同条中「と
いう。」とあるのは、「という。」から百
七十五万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気
自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機
関を有しないものをいう。次項第一号及び次
条第三項において同じ。）、天然ガス自動車
（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし
て用いる自動車で地方税法施行規則第九条の
二第一項に規定するものをいう。次項第二号
及び次条第三項において同じ。）、メタノー
ル自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料
として用いる自動車で地方税法施行規則附則
第五条第一項に規定するものをいう。次条第
三項において同じ。）、混合メタノール自動
車（メタノールとメタノール以外のものとの
混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項
に規定するものを内燃機関の燃料として用い
る自動車）と同条第一項に規定するものをい
う。次条第三項において同じ。）及びガソリンを
内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車
（内燃機関を有する自動車で併せて電気その
他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規
定するものを動力源として用いるものであつ
て、廃エネルギーを回収する機能を備えてい
ることにより大気汚染防止法（昭和四十三年
法律第九十七号）第二条第十七項に規定する
自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので
地方税法施行規則第九条の二第六項に規定す
るものをいう。次項第三号及び次条第三項に
おいて同じ。）並びに家用の乗用車（三輪
の小型自動車であるものを除く。同条におい
て同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に

）で初回新規登録を受けるものに対する第百
十四条の規定の適用については、当該自動車
の取得が令和五年三月三十一日までに行われ
たときに限り、同条中「という。」とある
のは、「という。」から百七十五万円を控除
して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気
自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機
関を有しないものをいう。以下この条及び次
条第三項において同じ。）、天然ガス自動車
（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし
て用いる自動車で地方税法施行規則第九条の
二第一項に規定するものをいう。以下この条
及び次条第三項において同じ。）、メタノー
ル自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料
として用いる自動車で地方税法施行規則附則
第五条第一項に規定するものをいう。次条第
三項において同じ。）、混合メタノール自動
車（メタノールとメタノール以外のものとの
混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項
に規定するものを内燃機関の燃料として用い
る自動車）と同条第一項に規定するものをい
う。次条第三項において同じ。）及びガソリンを
内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車
（内燃機関を有する自動車で併せて電気その
他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規
定するものを動力源として用いるものであつ
て、廃エネルギーを回収する機能を備えてい
ることにより大気汚染防止法（昭和四十三年
法律第九十七号）第二条第十七項に規定する
自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので
地方税法施行規則第九条の二第六項に規定す
るものをいう。次項第三号及び次条第三項に
おいて同じ。）並びに家用の乗用車（三輪
の小型自動車であるものを除く。以下この条
及び次条において同じ。）、第百十五条第一

規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。()に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車(次項第四号及び第三項第一号において「ガソリン自動車」という。)
- ()又は同条第一項第二号に規定する石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第二号において「石油ガス自動車」という。)で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの
- 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの)
- 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。()に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)
- ()又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの
- 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの)
- 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

21 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

電気自動車

- 一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百十四条の二第一項第一号イ(1)に規定する排出ガス保安基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)
- ()で地方税法施行規則第五条の二第一項に規定するもの(第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)
- ()に適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの(以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)
- ()に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない

もので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの。

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの。

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの。

六 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元

第一項第一号口										第一項第二号イ										第一項第一号ロ									
三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四万七千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円
七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	

第一項第 三号イ(2)		第一項第 三号イ(1)						第一項第 三号イ(2)						第一項第 二号ハ(2)			第一項第 二号ハ(1)													
四万九千円	四万千円	三万三千円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	一万二千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	七千五百円	一万五千円	六千三百円	四万五百円	三万五千円
円 一万二千五百	円 一万五百	八千五百円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	三千円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円

第一項 第五号	八千円	六千九百円	六千四百円	六千三百円	六千二百円	六千三百円	六千七百円	七千円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	二万八千円	六万九千六百円	四万四千円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万四千円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	
第一項 第五号イ(1)	二千円	千六百円	千三百円	千二百円	千二百円	千三百円	千七百円	二千円	三千円	四千円	六千五百円	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	三千五百円	三千円	五千円	三千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	
第一項 第五号イ(2)	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	三千七百円	二千円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	二万八千円	六万九千六百円	四万五千六百円	四万五千六百円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万四千円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
第一項 第五号ロ(1)	二千円	千六百円	千三百円	千二百円	千二百円	千三百円	千七百円	二千円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	二万八千円	六万九千六百円	四万五千六百円	四万五千六百円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万四千円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
第一項 第五号ロ(2)	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	三千七百円	二千円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	二万八千円	六万九千六百円	四万五千六百円	四万五千六百円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万四千円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
第二項 第二号	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	三千七百円	二千円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	二万八千円	六万九千六百円	四万五千六百円	四万五千六百円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万四千円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円

次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度の自動車の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第 一号イ		第一項第 一号ロ	
七千五百円	四千円	二万五千円	一万二千五百円
八千五百円	四千五百円	四万七百元	二万五百円
九千五百円	五千円	二万七千二百円	一万四千元
一万三千八百円	七千円	二万七千二百円	一万四千元
百円		一万七千九百円	九千円
一万五千七百円	八千円	二万七千九百円	
二万三百六十六円	一万二千円	二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千元	二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円	四万七百元	二万五百円
二万五千円	一万二千五百円	二万五千円	一万二千五百円
三万五百円	一万五千五百円	三万五百円	一万五千五百円
三万六千円	一万八千円	三万六千円	一万八千円
四万三千五百円	二万二千円	四万三千五百円	二万二千円

第一項第 三号イ(1)		第一項第 二号ハ(2)		第一項第 二号ハ(1)		第一項第 二号ロ										第一項第 二号イ																				
一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	一万六百元	一万二百円	二万六百元	円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	三万五千円	二万五千五百円	二万五千五百円	一万六千円	円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	四万七千五百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	百円
九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千元	八千円	四千元	六千円	二万五千円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五千円	八千円	四千元	二万五千円	二万四千五百円	二万四千五百円	一万五千円	一万三千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	百円			

2) 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和四年

第一項第 五号イ(2)	一万八千五百円	九千五百円
	百円	
第一項第 五号ロ(1)	一万二千円	六千円
	六千五百円	三千五百円
第一項第 五号ロ(2)	一万四千元	七千元
	二万円	一万円
第一項第 五号ロ(3)	二万四千四百円	一万二千五百円
	百円	円
第二項第 一号	二万八千八百円	一万四千五百円
	百円	円
第二項第 二号	三万四千八百円	一万七千五百円
	百円	円
第一項第 五号イ(1)	四万五千六百円	二万三千元
	百円	円
第一項第 五号イ(2)	五万二千四百円	二万六千五百円
	百円	円
第一項第 五号イ(3)	六万九千六百円	三万五千元
	百円	円
第二項第 一号	八万八千円	四万四千元
	八千円	四千元
第二項第 二号	一万六千元	八千円
	百円	円
第一項第 五号ロ(3)	二万五千五百円	一万三千元
	百円	円
第二項第 一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
第二項第 二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
第一項第 五号イ(1)	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元

4) 第二項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5) 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第百十五条の規定の適用について

四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第一号イに規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)(うち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第四号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第五号イ(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の

は、当該自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消

排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)
のうち、法第四百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)
又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)
に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

第一項第一号イ		七千五百円	二千円
		八千五百円	二千五百円
		九千五百円	二千五百円
		一万三千八百円	三千五百円
		一万五千七百円	四千円
		百円	
		一万七千九百円	四千五百円
		二万五百円	五千五百円
		二万三千六百円	六千円
		百円	
		二万七千二百円	七千円
		四万七千七百円	一万五百円
第一項第一号ロ		二万五千円	六千五百円
		三万五百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万三千五百円	一万千円
		百円	
		五万円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円

費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)
のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

第一項第 二号イ											第一項第 二号イ											第一項第 二号ハ(1)											第一項第 二号ハ(2)											第一項第 三号イ(1)										
六万五千五百円	六万五千五百円	七万五千五百円	八万七千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百円	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五千五百円	二万五千五百円	三万	三万五千五百円	四万五千五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千五百円	一万二千円	一万六百元	二万六百元	一万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万	二万二千五百円	二万五千五百円	六千五百円																				
一万六千五百円	一万九千円	二万二千円	二万七千五百円	二千円	二千五百円	三千円	四千円	五千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千円	三千円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	九千円	一万五百円	千六百円	二千円	四千元	三千円	三千円	五千五百円	三千円	四千元	四千五百円	五千元	六千元	六千五百円	六千五百円																					

則第五条の二第六項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

則第五条の二第十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八 百円	七千円
	一万五千七 百円	八千円
	一万七千九 百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六 百円	一万二千元
	二万七千二 百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十八条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。